小菅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(平成26年1月1日)	A		В	B/A	24年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
	723	1,464,146		158,097	10.8	12.69

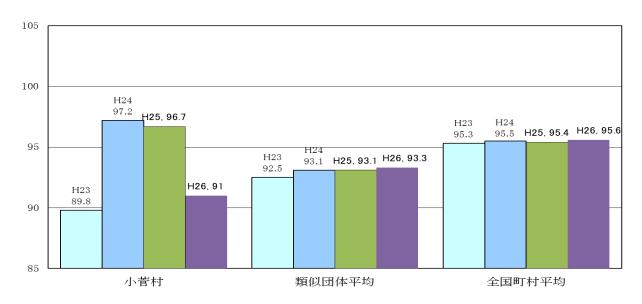
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区	分	職員数		給	<u> </u>	j	費	
		A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計	В
25年	三度	人		千円	千円	千円		千円
		22	72,	873	21,471	26,122	120,	, 466

(参考)一人当た	(参考)町村類
り給与費	型 I - 2 平均
B/A	一人当たり給
_,,	与 費
千円	千円
5, 476	5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したも のである。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額 措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況 ※本村では該当なし

①月例給

		人事委員会	会の勧告			(参考)
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	国の改定率
	A	В	A - B	(改定率)		
○年度	円	円	円	%	%	%
			(%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末·勤勉手当)

		人事委員会	会の勧告			(参考)
区分	民間の支給	公務員の	較差	勧告	年間支給月数	国の年間
	割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		支給月数
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の 支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手 当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[(実施) 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施 (実施予定) 時期、経過措置の有無等具体的な内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 【記入例】平成27年4月1日

(内容) 【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均〇%引下げ。若年層については、・・・。高齢層については・・・。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し ※本村では該当なし

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。

(実施時期) 【記入例】平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は1%。

(参考)

	平成26年度	見直し後の支給	平成27年度の
	の支給割合	割合 (H30.4.1)	支給割合
国基準による支給割合	0 %	3 %	1 %
△△市の支給割合	0 %	3 %	1 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小菅村	39.8 歳	279,400 円	326,664 円
山梨県	43.0 歳	368,964 円	421,909 円
玉	43.5 歳	335,000 円	_
類似団体	42.9 歳	322,789 円	381,536 円

②技能労務職

※ 本村では該当なし

③教育職

※ 本村では該当なし

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の 平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区	分	小菅村	山梨県	国
60. 스크 교육 변화	大 学 卒	174, 200 円	178,800 円	174, 200 円
一般行政職	高 校 卒	142, 100 円	144,500 円	142,100 円
나는 신신 사실 전한 11년이	高 校 卒	142, 100 円	146,700 円	
技能労務職	中学卒	円	129, 200 円	
***	大 学 卒	円	199,700 円	
教 育 職	高 校 卒	円	154,900 円	
				_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

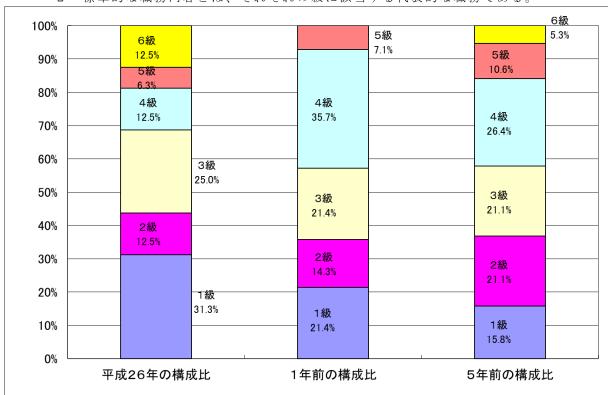
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
till (and with	大学卒	262,400 円	— 円	370,100 円	— 円
一般行政職	高 校 卒	246,800 円	307,600 円	350,100 円	396,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成26年4月1日現在)

				- , , , , ,		
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の	最高号給の
					給料月額	給料月額
		・主事又は技師の職務	人	%	円	円
1	級		5	31.25	135,600	243, 700
		・主任の職務	人	%	円	円
2	級	工工以概饬	2	12.5	185,800	308, 100
		・主査の職務	人	%	円	円
3	級	・副主査の職務	4	25.0	222, 900	355,000
		・会計管理者の職務		2/		
		・課長の職務	人	%	円 261 000	円
4	級	・主幹の職務	2	12.5	261, 900	388,600
		・会計管理者の職務	r	0/		
		・課長の職務	人	%	円 289, 200	円 401,000
5	級	・会計管理者の職務	1	6.25	209, 200	401,000
		・課長の職務	人	%	円	円
	Vπ	・会計管理者の職務		·	320,600	423,000
6	級		2	12.5		, •

- (注) 1 小菅村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 菅 村	山 梨 県	国	
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)	_	
1,069 千円	1,484 千円		
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	
(1.45)月分 (0.65)月分	(1.45)月分 (0.65)月分	(1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~20%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%	
	管理職手当 10~25%	管理職手当 10~25%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
- ○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

L				

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

	小	菅 村			玉								
(支給率)	(支給	率)		自己者	『合	応	募認定・	定年				
勤続20年	21.62	月分	27.0250	月分	勤	続 2	0 年	Ē	21.62	月	分	27.0250	月分
勤続25年	30.82	月分	36.570	月分	勤	続 2	5 年	Ē	30.82	月	分	36.570	月分
勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	勤	続 3	5 年	Ē	43.70	月	分	52.44	月分
最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	最	高限	度額	頁	52.44	月	分	52.44	月分
その他の加算	措置				そ	の他	の力	口算扌	昔 置				
定年	前早期认	退職特任	列制度				兌	官年前	前早期	退職	特	例制度	
(2∼	$(2 \sim 20\%)$												

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

- ※ 本村では該当なし
- (注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方 公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

※ 本村では該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	2,464 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	189 千円
支給実績(24年度決算)	2,344 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	1 4 5 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

		1			
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族として 認定された配 偶者、22歳未満	同		千円 2,598	円 236, 181
	の子、60歳以 上の父母に支給 する。				
	(月額) ①配偶者13,500				
	円 ②その他2人ま で6,500円				
	③ 3 人目以降 5, 000円 満16歳、年度初				
	めから満22歳 年度末までの間 にある子1人				
	につき5,000円 加算				
住居手当	住宅等を借受け12,000円以上の家賃を支払っ	同		千円 420	円 84, 000
	ている職員に 支給。 ○借家等				
	・家賃23,000円 以下				
	家賃-12,000円 ・家賃23,000円 ~55,000円				
	(家賃-23,000円)×1/2+ 11,000円				
	•		,		

	+ 15					
	•家賃55,000円					
	以上					
	27,000円(限度					
 通勤手当	類) 交通機関利用の			千円		Ш
地 助 ナ ヨ	場合、運賃相	同		338	28, 200	円
	当額を限度額内			330	20, 200	
	で、自動車の					
	場合、距離数に					
	応じて支給。					
	○ 通 勤 距 離 2 km					
	以上の職員に					
	支 給					
管理職手当	管理又は監督の	異	基本給	千円		円
	地位にある職員		×	1, 173	234, 504	
	のうち、その職		8/100			
	務の特殊性に基					
	づき定められた					
	職にあるものに					
	支給					
	役職に応じてい					
	額を支給					
宿日直手当	勤務1回につき、	同		千円		円
	4,200円			1,887	117,975	
寒冷地手当	11月から3末ま	異	世帯主で扶	千円		円
	での各月の初日		養あり	520	24,752	
	に在勤する職員		6,600円			
	に区分に応じて		世帯主で扶			
	支 給		養なし			
			3,960円			
			その他の職			
			員			
			2,840円			_

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

[2	区		分		給	料	月	額	等	
							(参考)	類似団体にお	ける最高/	最低額
給	村 長				500,000	円		円/	/	円
				(円)				
料	教	育	長		350,000	円		円/	/	円
				(円)				
	类		E		171,000	円		円/	/	円
報	議		長	(円)				
TIX	副	議	長		142,000	円		円/	/	円
酬	曲リ	戠	文	(円)				
	議		員		121,000	円		円/	/	円
	랝		貝	(円)				

期末	市区町村長副市町村長	(25年度支給割合) 3.90 月分							
手当	議 副 議 長 員	(25年度支給割合) 3.10 月分							
退職手当	村 長教育長	(算定方式) (1期の手当額) 月額×率 (0.42) ×12月×4年 10,080,000円 月額×率 (0.20) ×12月×4年 3,360,000円	(支給時期) 任期満了時 任期満了時						
	備考								

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

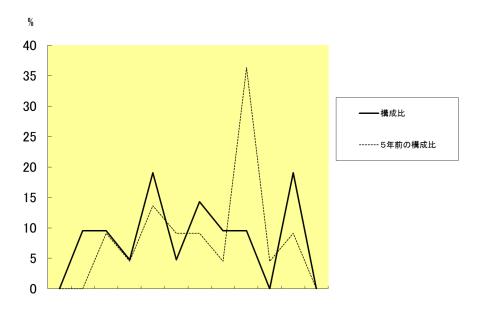
(各年4月1日現在)

E 分	_											1 日 功	114/
普 一般 議会 4 4 一般 総務務 1 1 一般 税務 0 0 一般 機務 0 0 農水 3 3 商工 1 1 土木 2 2 民生 3 3 消防部門 3 3 消防部門 3 3 本 次 3 3 本 で 水道 2 本 で 0 0 本 0 0 0 本 0 0 0 本 0 0 0 本 0 0 0 本 0 0 0 本 0 0 0 本 0 0 0 0 本 0 0 0 0 0 本 0 0 0 0 0 0 本 0 0 0 0 0 0 0 本 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 本 0 <			_ 区 分			対前年	主	な	増	減	理	由	
普 般 2 4 4 4 1<	部	門		平成25年	平成26年	増減数							
普 般 2 4 4 4 1<		_	議会	0									
通 改 労働 0 0 農水 3 3 商工 1 1 土木 2 2 民生 3 3 衛生 1 0 ▲ 1 欠員不補充 教育部門 3 3 消防部門 小 計 3 3 公営企会 業計 次 次 本の他 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22	普	般	総務	4	4								
通 改 労働 0 0 農水 3 3 商工 1 1 土木 2 2 民生 3 3 衛生 1 0 ▲ 1 欠員不補充 教育部門 3 3 消防部門 小 計 3 3 公営企会 業計 次 次 本の他 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22		行	税務	1	1								
会計 部門 農水 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	通	政	労 働	0									
会計 門		部	農水	3	3								
 部	会	門	商工		1								
 部			土木	2	2								
部 計 15 14 教育部門 3 3 消防部門 小 計 3 公 病院(診療所) 2 2 常会会業計 下水道 その他 3 3 等部門 小 計 5 5 合 計 23 22	計		民生	3									
押 教育部門 3 3 3 3 消防部門			衛生	1	0	1	欠員不補	f 充					
教育部門 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	部		計	15	14								
教育部門 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3													
消防部門	門												
小 計 3 3 公 病院(診療所) 2 2 営 水道 交通 下水道 等部 その他 3 3 (国保・介護) 小 計 5 合 計 23 22		教育	部門	3	3								
小 計 3 3 公 病院(診療所) 2 2 営 水道 交通 下水道 等部 その他 3 3 (国保・介護) 小 計 5 合 計 23 22													
公 病院(診療所) 2 営 水道 交通 変更 交通 業計下水道 その他 等部(国保・介護) 3 小 計 5 合 計 23 22		消防	部門										
公 病院(診療所) 2 営 水道 交通 変更 交通 業計下水道 その他 等部(国保・介護) 3 小 計 5 合 計 23 22													
等部 (国保・介護) 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22		小	計	3	3								
等部 (国保・介護) 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22													
等部 (国保・介護) 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22													
等部 (国保・介護) 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22	公	病院	(診療所)	2	2								
等部 (国保・介護) 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22	営	水 道											
等部 (国保・介護) 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22	企会	交 通											
等部 (国保・介護) 3 3 小 計 5 5 合 計 23 22	業計	下水	道										
門 (国保・介護) 小 計 合計 23 22	等部	その		3	3								
小 計 5 5 合 計 23 22		(国	保 · 介 護)										
合 計 23 22			計	5	5								
				[25]	[25]								

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
区分	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数		2	2	1	4	1	3	2	2	0	4	0	21



(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 年 度	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	13	13	14	15	15	14	+1 (107%)
教育	4	3	3	3	3	3	-1 (75%)
消防							(%)
普通会計計	17	16	17	18	18	17	(%)
公営企業等会計計	3	2	3	4	5	5	+2 (166%)
総合計	20	18	20	22	23	22	+2 (110%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※ 本村では該当なし